

「そうじゃ 絆通信」は前号から**更新のあった内容のみ**配信いたします。  
バックナンバーは総社市ホームページに掲載しています。

## 医療保険の窓口負担、介護保険サービス利用料の免除

### 【制度の内容】

下記の【免除要件】に該当する人は、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の支払いが免除されます。  
なお、入院時や入所時の食費や居住費は、免除対象外です。

### 【免除要件】

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした人
- ②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った人
- ③主たる生計維持者の行方が不明である人
- ④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した人
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

※施設に入所している人など、免除を受けられない場合があります。

### 【対象となる保険等】

国民健康保険  
後期高齢者医療保険  
介護保険 など

### 【対象期間】

2019年6月末まで

①保険証と②免除証明書の両方を、医療機関等の窓口で提示することで、免除を受けることができます。  
免除証明書は、御加入の各保険者で手続きをしてください。

### 【備考】

社会保険、共済組合、国保組合などの健康保険証を使っている人は、加入している医療保険者に問い合わせてください。

医療保険者で窓口負担が免除されない場合、医療費の各公費負担制度の対象者は各担当課に相談してください。

要介護認定等を受け、介護保険サービス利用料の免除の対象となる人は、「免除認定証」を交付します。

### 【お問い合わせ】

国民健康保険・後期高齢者医療保険について⇒【健康医療課保険年金係】 ☎ 92-8257

介護保険について⇒【長寿介護課介護保険係】 ☎ 92-8369

更生医療・育成医療・心身障害者医療費について⇒【福祉課障がい福祉係】 ☎ 92-8269

小児医療費・ひとり親家庭等医療費について⇒【こども課子育て支援係】 ☎ 92-8268

## 総社市床下浸水等義援金を支給します。

平成30年7月豪雨により被災され、床下浸水等の被害にあわれた世帯と事業者に10万円を支給します。

	世帯	事業者
支給対象	災害により被害を受けた当時、市内に居住していた世帯主 (アパート等賃貸住宅の住人は除く)	・市内の法人の代表者または個人事業主 ・アパート等賃貸住宅の貸主
対象物件	居住していた <b>住家(母屋)</b> (離れ、倉庫などは除く)	屋号を掲示していた事務所または店舗等 (倉庫などは除く)
支給要件	半壊に至らない一部損壊のうち「床上浸水」「床下浸水」「土砂災害」 <u>※総社市災害見舞金(20万円～100万円)を受給されている方は対象となりません。</u> ※支給認定には市内で調査している浸水区域かどうかを確認させていただきます。 ※住家等の屋内に浸水または土砂が流入した状態が対象です。	
持参物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・世帯主(事業主)の預金通帳の写し</li> <li>・身分証明書(申請者の本人確認ができるもの)</li> <li>・下記の「確認書類」</li> </ul>	
確認書類	一部損壊「床上浸水」「床下浸水」「土砂崩れ」記載がある罹災証明書又は被災証明書が発行されている場合は証明書のみでよい <b>※証明書がない場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の箇所のわかる写真 (被災時の写真がない場合は、現況で指さし等による浸水位置等がわかるようにした写真でも可)</li> <li>・被害箇所を記した図 (敷地内の建物配置図等。手書き可)</li> <li>・修繕費等の領収書がある場合は添付</li> </ul> <b>【その他】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が世帯主でない場合は、委任状</li> <li>・同一住家で住民票上での世帯主が2人以上存在する場合は、各世帯主からの承諾書</li> </ul>	一部損壊「床上浸水」「床下浸水」「土砂崩れ」記載がある罹災証明書又は被災証明書が発行されている場合は証明書のみでよい <b>※証明書がない場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の箇所のわかる写真 (被災時の写真がない場合は、現況で指さし等による浸水位置等がわかるようにした写真でも可)</li> <li>・被害箇所を記した図 (敷地内の建物配置図等。手書き可)</li> <li>・修繕費等の領収書がある場合は添付</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の法人市民税申告書または確定申告書の写し等営業の確認ができるもの</li> <li>・アパート等賃貸住宅の貸主の場合は、所有者であることがわかる書類(契約書、登記簿、固定資産証明書等)</li> </ul> <b>【その他】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が事業主でない場合は、委任状</li> </ul>
受付	<b>平成31年3月1日(金)から受け付け開始</b> 受付時間 平日9:00～17:00 総社市役所1階ロビー	
問い合わせ	総社市福祉課 床下浸水等義援金窓口 (平日9:00～17:00) 電話番号 090-3746-6888	

## 被災家屋の公費解体・自費解体の申請について

平成30年7月豪雨災害により被災した家屋の公費解体の申請は平成31年3月31日までです。受付期限が近づいてきましたので、申請はお早めをお願いします。

また、自費解体による償還申請を予定されている方で、まだ解体工事に着手されていない場合や、まだどうするか悩まれている方は、一度、状況の御連絡・御相談をお願いします。

その他、公費解体・自費解体についてのお悩みやお困りごとは、御遠慮なく相談窓口にて御相談下さい。

環境課（家屋解体担当） ☎0866-92-8587